

瀬戸内市監査委員公表第11号

令和3年度財政援助団体等監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度財政援助団体等監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月30日

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小野 田 光

所管部署	教育委員会社会教育課
指摘事項	措置の内容
<p>体育協会が契約の手続きの規範となる規定を定めず、管理運営費の削減が図れているかを確認しないまま契約を締結していたことは、是正する必要があると認められる。</p>	<p>令和4年度より、体育協会が契約手続きのマニュアルを定めており、物品の購入金額が10万円以上のものは、2者以上から見積書を徴することとした。</p>

所管部署	教育委員会社会教育課
指摘事項	措置の内容
<p>体育協会は、備品を適正に管理できるよう、備品の台帳及び備品整理票の整備状況について、是正する必要があると認められる。</p>	<p>備品の台帳及び備品整理表を再度確認し、是正した。</p>

所管部署	教育委員会社会教育課
指摘事項	措置の内容
<p>体育協会は、必要な記録を残す等、後日、物品の購入についての処理経過を明らかにできるよう、事務を是正する必要があると認められる。</p>	<p>体育協会が新たに「特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会経理規定」を定めた。これに基づき、事務局長を会計責任者と定め、令和4年度より購入時の処理経過を記録している。</p>

所管部署	教育委員会社会教育課
指導事項	措置の内容
<p>体育協会は、業務の一部を第三者に委託するにあたっては、少なくとも契約締結前に契約書案等の写しを社会教育課に提示するなどの方法により、承認を受けるよう改善する必要があると認められる。</p> <p>また、社会教育課は、基本協定書に基づき適正に第三者へ委託する際の手続きを行うよう、体育協会に対して指導する必要があると認められる。</p>	<p>瀬戸内市スポーツ公園及び瀬戸内市B&amp;G海洋センター指定管理者基本協定書第21条による下請け業務の発注は、令和4年4月1日付けで承認を行った。</p> <p>なお、瀬戸内市契約規則（平成16年瀬戸内市規則第50号）第26条に規定する随意契約によることができる金額以下の下請け業務についての報告は必要としないこととした。</p>